

8 農林水産業

1 農地利用規制の適正化等による優良農地の保全

| 重点の見出し                           | 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容  |      |        |        |  | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|----------------------------------|---|------|--------|--------|--|-------------|----|
|                                  | 事項名   | 措置内容 | 実施予定時期 |        |  |             |    |
|                                  |   |      | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度   |             |    |
| 農地利用規制の適正化等による優良農地の保全<br>(農林水産省) | a 農地転用許可、農振農用地の線引きの運用の適正化を図るため、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用についての実態を把握するとともに、それを踏まえて、農地利用規制の適正化に向けて必要な措置を講ずるとともに、優良農地の保全の取組が強化される仕組みの構築について検討する。 |      | 検討開始   | 措置     | (農林水産省)<br>市町村のイニシアティブによる農地の保全及び効率的利用を確保するための取組みを促進するため、このような取組みを農用地区域の設定や農地転用の許可とリンクさせる措置を講ずることとした。<br>また、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用の適正化に向け必要な措置を検討しているところ。 | 農水<br>ア a   |    |
|                                  | b 農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずる。                           |      | 検討開始   | 措置     | (農林水産省)<br>農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスの透明化に向け必要な措置を検討しているところ。  | 農水<br>ア b   |    |

2 農協への規制

| 重点の見出し                     | 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容   |      |                  |        |  | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|----------------------------|--|------|------------------|--------|--|-------------|----|
|                            | 事項名  | 措置内容 | 実施予定時期           |        |  |             |    |
|                            |  |      | 平成13年度           | 平成14年度 | 平成15年度   |             |    |
| (1) 農協の事業運営の見直し<br>(農林水産省) | a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。 |      | 検討開始・基本的方向について結論 | 逐次実施   | (農林水産省)<br>平成14年9月に設置された「農協のあり方についての研究会」において、農協の事業運営や経営の健全性の確保のあり方等について検討が行われ、平成15年3月にとりまとめられた報告書において、基本的方向についての結論を得た。           | 農水<br>ア a   |    |
|                            | b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。                        |      | 措置               |        | (農林水産省)<br>農協の組合員の状況、員外利用率の状況等について調査を開始するとともに、平成15年3月に事務ガイドライン(平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知)を改正し、法令違反がある場合はこれを是正する旨の指導を徹底する措置を講じた。 | 農水<br>ア b   |    |

| 重点の見出し | 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容 |  |        |                  |                  | 講ぜられた措置の概要等   | 備考    |
|--------|--|--|--------|------------------|------------------|---|-------|
|        | 事項名                                      | 措置内容   | 実施予定時期 |                  |                  |   |       |
|        |  |  | 平成13年度 | 平成14年度           | 平成15年度           |   |       |
| (2)    | 農協系統事業の見直し<br>(農林水産省)                    | 農協系統の広範な事業・組織の在り方について、抜本見直しを行い、信用・共済事業がない状態でも経営が成り立ち、組合員たる農業者(特に担い手農家)のメリットを大きくするような運営体制を確立する。このような体制作り<br>に資するため、<br>a 共通経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底を図る。 |        | 措置(区分経理の配分基準の策定) | 逐次実施(区分経理の徹底)    | (農林水産省)<br>平成15年3月に事務ガイドライン(平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知)の改正を行い、共通管理費配分方法を見直した。   | 農水ア a |
|        |  | b 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。   |        | 検討開始、基本的方向について結論 | 逐次実施             | (農林水産省)<br>平成15年3月にとりまとめられた「農協のあり方についての研究会」の報告書において、信用・共済事業の競争力と健全性を更に向上させるという基本的方向についての結論を得た。これを踏まえて、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の促進のための具体的措置を検討していく方針。   | 農水ア b |
| (3)    | 農協に対する行政関与<br>(農林水産省)                    | 補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図る。  |        | 検討開始、基本的方向について結論 | 逐次実施             | (農林水産省)<br>平成14年9月に設置された「農協のあり方についての研究会」において、補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営の適正化についての検討が行われ、平成15年3月にとりまとめられた報告書において、基本的方向についての結論を得た。  | 農水ア   |
| (4)    | 公正な競争条件の確保<br>(公正取引委員会、農林水産省)            | a 協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図る。  |        | 検討開始             | 基本的方向について結論、逐次実施 | (農林水産省)<br>平成14年9月に設置された「農協のあり方についての研究会」において、独占禁止法の適用除外に関する制度のあり方についての検討が行われ、独占禁止法違反のチェックの強化等を内容とする報告書を平成15年3月に取りまとめた。<br>(公正取引委員会)<br>公正取引委員会は、農協組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度の具体的な検証方法について検討を開始している。 | 農水ア a |

| 重点の見出し | 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容 |   |        |                      |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考        |
|--------|--|---|--------|----------------------|--------|---|-----------|
|        | 事項名                                      | 措置内容  | 実施予定時期 |                      |        |   |           |
|        |  |   | 平成13年度 | 平成14年度               | 平成15年度 |   |           |
|        |  | b 不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。      |        | 逐次実施                 |        | (公正取引委員会)<br>独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく、平成14年度において28人、平成15年度において25人、それぞれ審査部門の増員を行うことにより、監視体制の強化を図ってきている。<br>なお、公正取引委員会は、平成14年度において、不公正な取引方法につながるおそれのある行為が見受けられたとして、農業協同組合(農業協同組合連合会を含む。)4組合に対して注意を行った。 | 農水<br>ア b |
|        |  | c 農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずる。 |        | 検討開始、<br>基本的方向について結論 | 逐次実施   | (農林水産省)<br>平成15年3月に事務ガイドライン(平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知)の改正を行い、地区が重複する組合の設立認可の審査手続きをより明確にした。   | 農水<br>ア c |